

**早急な検査・医療体制の確立、正確な情報提供、
人権侵害の禁止・防止を含めた総合的な対応指針の策定等を求める緊急要望**

2020年3月6日
障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

現在、水際作戦を含め、感染対策の遅れなどから、新型コロナウイルスの感染の拡大が進み、休業要請を受けた小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等では大きな混乱が生じています。また、場当たりの対応によって、悪意のあるデマ情報が拡大。被患者探しやクラスターの犯人探し、「マスク未装着者」への偏見や差別的対応が広まるとともに、マスク・消毒剤等の感染症予防用品、外出制限に備えた食糧備蓄品の争奪戦など、日常生活や経済活動に様々な混乱が生じています。

未曾有の新型ウィルスである点で、諸種の対策が遅れを見せていることは、十分認識していますが、国民全体に影響する対策だけに、十分慎重で適切な対策を早急に構築すること、および同対策にあたって、過去の忌まわしき「ハンセン病」対策や「薬害エイズ問題」対策等による人権侵害と同じ過ちを繰り返さないことを強く要望します。

「ハンセン病国家賠償請求訴訟」の判決を受けて、当時の小泉総理は声明を発表し、不正確な情報発信や「隔離政策」が被患者を苦しめ、人権侵害を引き起こした事実を真摯に認め、対策の在り方に対する謙虚な反省を示しました。

今般の新型コロナ対策は明確な対応指針を示すことなく、「隔離対応」が大前提とされています。厚生労働省は、事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について」（2月23日）で、「職員等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルスに関する適切な知識を基に、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないようにするなど、職員等の権利に十分配慮すること」と求めています。しかし、政府の「基本方針」でも、厚生労働省の事務連絡でも発症者等に対する言及はありません。治療方法が確立していない以上、拡大予防のため、発症者を「隔離」せざるを得ないことは理解しますが、私たちは過去の経験から、安易で、劣悪な環境下での「隔離」による発症者に対する差別・偏見の禁止など、患者の権利保障は欠かせないと考えています。

新型感染症の拡大を防止し、社会的混乱を収束させるためには、早急な検査・医療体制の確立、正確な情報提供、人権侵害の禁止・防止を含めた総合的な対応指針の策定が重要です。また、検査・治療等にあたって、障害児・者への合理的配慮を含めた対策の実現のために、下記の要望の早期実現を強く求めます。

***** 記 *****

1. 正確な情報提供によって、具体的な感染予防対策を明示するとともに、人権侵害の禁止・防止を含めた総合的な対応指針を策定してください。この際、障害者等にも分かりやすい情報提供の配慮を行ってください。
2. 社会的混乱を誘発している、デマ情報を拡散しないよう注意喚起を徹底してください。
3. 医師が必要と判断した患者すべてにPCR検査が行える体制と検査・治療を行う医療体制を早急に整えてください。その際、障害を理由として検査や入院等を拒否しないこと、あわせて合理的配慮の提供を徹底してください。
4. 新型コロナ感染症を対象とし、緊急事態宣言により権利の制限を可能とする「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正の審議にあたっては、現行法での対応可能性の再検討や社会経済的影響、日常生活への影響からみた権利抑制の是非やバランスなど、慎重かつ十分な審議を求めます。
5. 改憲を実現するために新型コロナウイルス感染症問題を利用し、人権の一時停止を可能とする緊急事態条項等の新設を強行しないでください。

以上